

福島空港就航先旅行エージェント等招請事業 業務委託仕様書

1 事業の目的

福島空港の国内定期路線就航先である大阪（伊丹空港）又は同路線を利用した乗継先地域において、福島県への旅行商品造成を検討する旅行エージェント等を本県に招請し、本県ならではの観光素材や東日本大震災及び原発事故からの復興状況を実際に視察いただくことにより、福島空港を活用した旅行商品の造成を促進し、本県に対する風評払拭を図る。また、本県への観光誘客の拡大を図ることを目的とする。

2 委託業務名

福島空港就航先旅行エージェント等招請事業

3 委託期間

令和 7 年〇月〇日から令和 8 年 3 月 23 日まで

4 委託業務の内容

以下の条件により、福島空港を活用した旅行商品の造成を促進し本県に対する風評払拭を図るとともに、観光誘客の拡大を図るため、旅行エージェント（以下、「招請対象者」という。）を対象とした本県視察旅行を企画し、実施すること。

(1) 関西地区、四国地区、九州・沖縄地区の招請対象者を対象とした、下記の実施条件を満たす本県視察コースの企画及びその実施

ア 招請対象者は、福島空港を活用した旅行商品の造成に意欲がある旅行代理店等の商品企画担当者若しくは責任者又は本県への旅行商品を取扱うカウンター営業の担当者若しくは責任者とする。

イ 招請対象者の募集人数は、1 社あたり 2 名までとし、合計 15 名程度とすること。

ウ 視察の全行程には、福島県空港交流課職員 2 名程度（以下、「県同行者」という。）を同行させること。

なお、県同行者の人数や詳細については、契約締結後、委託者と受託者との協議により決定するものとする。

エ 視察の実施は、令和 8 年 2 月頃に 1 回以上開催を想定し、2 泊 3 日以上 of 行程とすること。

なお、具体的な視察行程の実施日については契約締結後、委託者と受託者との協議により決定するものとする。

オ 福島空港は、原則往復利用すること。

なお、やむを得ない事由がある場合は片道利用を可とするが、その場合はあらかじめ委託者へその理由を付して協議し、了承を得ること。

カ 視察地は、福島県内における観光地、宿泊施設、商業施設又は体験・学習施設等（以下、「施設等」という。）を基本とするが、福島空港の利用圏域である近隣県（栃木県または茨城県）内の施設等を含めることも可能とする。ただしその場合、近隣県の施設等数は、全体行程のうち福島県内の視察先未満の数とすること。

なお、宿泊は福島県内に1泊以上とし、近隣県での宿泊も可とする。

キ 宿泊先における部屋の定員は1名あたり1室とする。

ク 行程中の食事（朝食、昼食、夕食）はすべて本事業内において受託者が手配することとし、その費用は委託料から支出すること。

ケ 視察実施にあたっては、添乗員を1名同行させること。また、必要に応じ施設等の担当者を現地案内人として配置することができる。

コ 視察行程内において、必ず、商談会を実施すること。商談会は下記条件を満たすものとする。

(ア) 商談時間 90 分、休憩 10 分の計 100 分以上の時間を確保すること。

(イ) 商談会開催場所は、視察行程における宿泊先の会議室等を活用しても構わないものとする。

(ウ) 招請対象者全員を、商談会に参加させること。

(エ) 商談会には、視察先を含む県内及び近隣県の施設等及び交通事業者を広く参加させるものとする。

サ 全視察行程における移動手段は、ジャンボタクシー又はバスなど、招請対象者、県同行者及び添乗員の全員が同行動をできるものとする。

シ 本事業を実施するために必要な、招請対象者の旅費、施設等の入場料、飲食費等は委託料から支出すること。

なお、県同行者の宿泊費用等は含めないものとする。

(2) 視察への招請対象者募集、就航先旅行会社に対する福島空港を活用した旅行商品造成のメリット及び県内観光地等を周知するための情報発信の実施

(3) 視察終了後、招請対象者に対し視察行程及び今後の福島空港を活用した旅行商品造成に関するアンケートを実施すること

なお、詳細内容は契約締結後、委託者と受託者との協議により改めて決定するものとする。

5 業務上の留意事項

- (1) 業務の遂行上必要とする資料の収集にあたり、関係機関の協力を得る必要がある場合には、あらかじめその趣旨を発注者に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (2) 業務の実施にあたり、委託者が必要とする関係機関への諸手続きについては、受託者がこれを代行するものとする。
- (3) 業務の執行に関し、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者へ連絡し、指示を受けなければならない。
- (4) 業務の開始時期、委託期間内及び終了時期において、委託者又は受託者が必要と認める時期に、随時打合せを行うものとする。
- (5) 業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などをあらかじめ発注者に報告し、了承を得ること。
なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

6 成果品

業務実績報告書（任意様式）

7 提出書類

受託者は、委託者に対して委託契約書類で定めた書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届（様式第1号）
- (2) 総括責任者通知書（様式第2号）
- (3) 実施工程表（任意様式）
- (4) 実施体制図（任意様式）
- (5) 完了届（様式第3号）
- (6) 業務実績報告書（任意様式 6で定めるもの）
- (7) その他発注者が必要と認める書類

着 手 届

令和 年 月 日

福島県知事

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

下記のとおり、業務に着手したので届出ます。

記

1 委託業務名

福島空港就航先旅行エージェント等招請事業

2 着手日

令和7年 月 日

3 本件責任者及び担当者

責任者名：

担当者名：

連 絡 先：

別記1 様式第2号

総括責任者通知書

令和 年 月 日

福島県知事

所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり、総括責任者を定めたので通知します。

記

1 委託業務名

福島空港就航先旅行エージェント等招請事業

2 総括責任者

職 名 :

氏 名 :

連絡先 :

3 本件責任者及び担当者

責任者名 :

担当者名 :

連絡先 :

完 了 届

令和 年 月 日

福島県知事

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

下記のとおり、業務が完了したので届出ます。

記

1 委託業務名

福島空港就航先旅行エージェント等招請事業

2 完了日

令和8年 月 日

3 成果品

業務実績報告書1部

4 本件責任者及び担当者

責任者名：

担当者名：

連 絡 先：

別記 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。